

鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 8 月 21 日 (金) 第 134 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告

示

- 有害な図書等の指定 (青少年男女共同参画課取扱い) 1
- 保安林の指定 (2件) (森づくり推進課取扱い) 2
- 保安林の指定の解除 (森づくり推進課取扱い) 2
- 保安林の指定施業要件の変更 (森づくり推進課取扱い) 3
- 保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示 (森づくり推進課取扱い) 3
- 肥料の登録の有効期間の更新 (経営技術課取扱い) 3
- 都市計画特別用途地区の決定に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課取扱い) 4
- 都市計画特定用途制限地域の決定に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課取扱い) 4
- 都市計画地区計画の決定に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課取扱い) 4
- 都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課取扱い) 4
- 都市計画臨港地区の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課取扱い) 4
- 都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課取扱い) 5

公

告

- 開発行為に関する工事の完了公告 (建築課取扱い) 5
- 選挙管理委員会告示
- 政治団体の名称等の公表 (選挙管理委員会取扱い) 6
- 監査委員公表
- 監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局取扱い) 7
- 公安委員会公告
- 警備員指導教育責任者講習 (新規・追加取得講習) 実施公告 (生活安全企画課取扱い) 9

告 示

鹿児島県告示第766号

鹿児島県青少年保護育成条例 (昭和36年鹿児島県条例第65号) 第9条第2項の規定により、有害な図書等として次のとおり指定した。

令和 2 年 8 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	書 名	発 行 所	指 定 箇 所	指 定 理 由
25362	令和 2 年 8 月 13 日	雑 誌	mini Berry vol. 51 18426-07	秋水社	全 部	著しく青 少年の性的 感情を刺激 し、その健 全な育成を 阻害するお それがある。
25363			petit Rose Vol. 45 08878-08	秋水社		

鹿児島県告示第767号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和 2 年 8 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林の所在場所
熊毛郡屋久島町永田字宇都ノ上3189番，字高橋3250番
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は，択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び屋久島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第768号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和 2 年 8 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林の所在場所
鹿児島市新照院町117番
- 2 指定の目的
公衆の保健
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は，択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第769号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和 2 年 8 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
鹿児島市岡之原町99番 6
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由

道路用地とするため

鹿児島県告示第770号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和 2 年 8 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和57年7月21日農林水産省告示第1261号（二に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第771号

令和 2 年 7 月 3 日鹿児島県告示第646号（以下「告示第646号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を龍郷町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和 2 年 8 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 所在が不分明な者の氏名
小牧シク江
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所
大島郡龍郷町久場字阿丹崎877番
 - (2) 変更後の指定施業要件
告示第646号の変更後の指定施業要件のとおり

鹿児島県告示第772号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和 2 年 8 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1228号	令和5年8月22日	魚廃物加工肥料	東洋の新肥	窒素全量 7.0 りん酸全量 6.0 加里全量 1.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社イリオス通商	鹿児島市宇宿二丁目8番3号
鹿児島県肥第1310号	令和5年8月31日	魚廃物加工肥料	マリンプロ541	窒素全量 5.0 りん酸全量 4.0 加里全量 1.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のと	鹿児島プロフーズ株式会社	いちき串木野市大里2762番地

おり

鹿児島県告示第773号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により出水市から都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 2 年 8 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 出水都市計画特別用途地区
 - (2) 名称 大規模集客施設制限地区
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第774号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により出水市から都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 2 年 8 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類
出水都市計画特定用途制限地域
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第775号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により出水市から都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 2 年 8 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 出水都市計画地区計画
 - (2) 名称 出水麓地区地区計画
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第776号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により出水市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 2 年 8 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類
出水都市計画用途地域
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第777号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規

定により出水市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 2 年 8 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 出水都市計画臨港地区
 - (2) 名称 米之津港臨港地区
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第 778 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により出水市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 2 年 8 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 出水都市計画道路
 - (2) 名称 3・5・5 号西出水停車場線
3・5・9 号駅前線
3・5・10 号西町線
3・5・11 号臨海線
3・5・12 号平松線
3・6・13 号仲町やな線
3・6・14 号古市山崎線
3・6・15 号本通線
3・5・6 号広瀬やな線
3・5・7 号仲町花見ヶ城線
3・5・8 号花立八幡線
3・6・16 号旭町線
3・4・17 号出水中央線
3・4・18 号出水駅東口広瀬線
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

公 告

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 2 年 8 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
南九州市顛娃町別府字釜迫平 8462 番 1 の一部、8464 番 2 の一部、8464 番 3 の一部、8466 番の一部、8466 番 1 の一部、8467 番、8467 番 1 の一部、8468 番の一部、8471 番 3、8471 番 8、8471 番 14 の一部及び 8472 番 2 の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
南九州市顛娃町別府 4710 番地 6
社会福祉法人更生会
理事長 中村邦彦

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第46号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による設立の届出があった政治団体及び法第7条第1項の規定による異動の届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和 2 年 8 月 21 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

1 設立の届出があった政治団体

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
大迫よしひろ後援会	大迫 良浩	大迫 明美	薩摩川内市平佐町3007-10	令和 2 年 7 月 15 日
鹿児島県分権地方自治政策研究会	藤田 太一	林 孝子	鹿児島市荒田1-4-14 丸田ビル 2 F	令和 2 年 7 月 20 日
くわ畑あき彦後援会	中村 吉治	桑畑 昭彦	薩摩川内市西向田町 3-17	令和 2 年 7 月 3 日
薩摩創生会	古閑 潔	永田 沙緒里	枕崎市中央町565-1	令和 2 年 7 月 9 日
新庁舎建設を進める会	園田 純俊	堀内 貴志	垂水市錦江町 1-87	令和 2 年 7 月 20 日
谷下まさかず後援会	谷下 政一	児玉 勝志	伊佐市菱刈市山2485番地 1	令和 2 年 7 月 13 日
成相大後援会	成相 大	柿木 沙織	始良郡湧水町木場686-7	令和 2 年 7 月 31 日
星野もとおき後援会	星野 元興	星野 元興	伊佐市大口上町16-3	令和 2 年 7 月 16 日
やひさ弘文後援会	持原 秀行	藤井 一人	薩摩川内市神田町 3 番 33号	令和 2 年 7 月 28 日
よねざわ守光後援会	向井 忠道	米澤 守光	大島郡喜界町湾391-1	令和 2 年 7 月 15 日

2 異動の届出があった政治団体

(1) 政党の支部

国会議員関係団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
公明党鹿児島県本部	成尾 信春	主たる事務所の所在地	鹿児島市上之園町25-36光健ボイスビル 603	鹿児島市上之園町25-5松田ビル 1 F	令和 2 年 6 月 29 日
公明党鹿児島第一総支部	松田 浩孝	会計責任者の氏名	森 昭男	白賀 郁代	令和 2 年 7 月 13 日
自由民主党鹿児島市支部	宝来 良治	会計責任者の氏名	瀬戸山 強	佐藤 高広	令和 2 年 7 月 27 日
自由民主党鹿児島県たばこ販売支部	二之宮 行宣	代表者の氏名	二之宮 行宣	福島 洋一	令和 2 年 7 月 3 日

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異 動 事 項	新	旧	異 動 年 月 日
いとう祐一郎後援会	古木 圭介	主たる事務所の所在地	鹿児島市上荒田町11番5号	鹿児島市荒田一丁目30番6号	令和2年7月27日
鹿児島県自動車整備政治連盟	豊平 悦郎	代表者の氏名	豊平 悦郎	五位塚 高盛	令和2年6月27日
鹿児島県農民政治連盟	山野 徹	会計責任者の氏名	瀬戸口 久人	上山 隆一	令和2年7月1日
宏友会	保岡 広武	政治団体の名称	宏友会	保岡宏武後援会「宏友会」	令和2年6月18日
みたぞのさとし後援会	三反園 訓	会計責任者の氏名	肥後 貞人	別府 廣美	令和2年7月28日

3 解散の届出があった政治団体

(1) 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	解 散 年 月 日
自由民主党鹿児島県鹿児島市・鹿児島郡区第六支部	鹿児島市花野光ヶ丘一丁目39-7	永田 憲太郎	令和元年12月31日

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	解 散 年 月 日
いのうえ章三後援会	薩摩郡さつま町鶴田3545-1	宮之脇 留治	令和元年12月31日
津畑誠後援会	奄美市名瀬和光町17-3	柗田 末雄	令和2年7月21日
永田憲太郎後援会	鹿児島市花野光ヶ丘1-39-7	永田 憲太郎	令和元年12月31日
前野義春山陵会	鹿屋市川西町2453番地15	前野 義春	令和2年7月6日
みたぞのさとし後援会連合会	鹿児島市鴨池二丁目1番10号	池田 琢哉	令和2年7月31日

4 資金管理団体の異動の届出があった政治団体

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異 動 年 月 日
塩田 康一	塩田康一後援会	公職の種類	鹿児島県知事（現職）	鹿児島県知事（候補者等）	令和2年7月28日

5 資金管理団体の指定の取消し又は資金管理団体でなくなった旨の届出があった政治団体
法第19条第3項第2号による届出があった政治団体

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
永田 憲太郎	永田憲太郎後援会	令和元年12月31日
前野 義春	前野義春山陵会	令和2年7月6日

監 査 委 員 公 表

監査委員公表第12号

令和2年3月26日付け監査第126号の監査結果に基づき、令和2年7月1日付け財第33号で

鹿児島県知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和 2 年 8 月 21 日

鹿児島県監査委員 長野信弘
同 大 藪 豊
同 寺田洋一
同 成尾信春

文書注意事項

機 関 名	事 項 の 内 容	講 じ た 措 置 の 内 容
東京事務所	平成30年度と同様、需用費等の支出負担行為が遅延しているものがある。（3か月以上1件，2か月以上1件）	1 再発防止の対策 (1) 所内職員に会計事務処理について周知するとともに、適正な執行に努めるよう注意喚起した。 (2) 事務処理の進捗及び今後の執行予定等の管理について、課内のチェック体制を強化した。 (3) 県との契約事務に不慣れな事業者に対しては、事前に処理手順を説明するとともに、日程を共有することとした。
歴史・美術センター黎明館	平成30年度と同様、委託料等の支出負担行為が遅延しているものが散見される。（2か月以上3件，1か月以上6件） また、報償費の支払が遅延しているものがある。（4か月以上2件）	1 再発防止の対策 (1) 職員監査後、職員会議等において注意事項の内容について周知を行うとともに、適正な執行に努めるよう注意喚起を行った。 (2) 関係先と連絡調整を密に行うとともに、複数の職員で予算の執行状況や業務の進捗状況を確認するなど、事務の遅延がないよう業務管理の徹底を図ることとした。
若駒学園	公用車の物品事故により、損害が発生している。（1件 県負担額166,223円） 交通事故により、公用車等に損害が発生している。（1件 県負担額619,740円）	1 再発防止の対策 (1) 事故後の運営会議や職員朝会で、公用車取扱と交通安全について注意喚起を行った。その後も職員研修や運営会議、職員朝会で随時、職員へ注意喚起を行っている。 (2) 公用車の物品事故発生後に、車庫前の柱に黄色のクッション（保護材）を設置し、障害物に対する注意喚起を行っている。 (3) 公用車の交通事故発生後に、「脇見運転するな！」のステッカーをハンドル中央部に貼付し、公用車運転業務時の注意喚起を行っている。
工業技術センター	交通事故により、公用車等に損害が発生している。（1件 県負担額699,140円）	1 再発防止の対策 年度当初の仕事始め式及び職場研修において、全職員に対して総務部長通知「服務規律の厳正確保、事務の改善等について（通知）」に基づき、交通事故等の防止について、職員一人ひとりが自覚し取り組むよう注意喚起し、再発防止に努めた。また、毎月の所内会議においても、交通事故の防止・交通法令遵守に

水産技術開発センター	委託料の支出負担行為が遅延しているものがある。(10か月以上1件, 5か月以上1件)	<p>ついて指導を行っている。</p> <p>1 再発防止の対策</p> <p>(1) 定例部長会において, 所内職員に会計事務処理について周知し, 適正な執行に努めるよう注意喚起した。</p> <p>(2) 研究担当職員と契約事務担当の庶務部職員との連絡調整を密に行うとともに, 複数の職員で予算の執行状況や業務の進捗状況を確認するなど, 事務の遅延がないよう業務管理の徹底を図ることとした。</p>
農業開発総合センター	公用車の物品事故により, 損害が発生している。(1件)	<p>1 再発防止の対策</p> <p>(1) 毎月開催している部課長会, 職員会議や各種会議等において交通事故や違反を起こさないよう周知徹底した。</p> <p>(2) 運転席前面のダッシュボードに交通安全・法令遵守のラベルを貼り, また, 執務室や公用車車庫にも「交通安全宣言」のポスターを掲示し, 安全運転への意識付けを徹底した。</p>

公安委員会公告

警備員指導教育責任者講習（新規・追加取得講習）実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条の規定に基づく法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施する。

令和2年8月21日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

- 1 講習に係る警備業務の区分
法第2条第1項第2号に規定する警備業務
- 2 講習の種別及び実施期間
 - (1) 新規取得講習
令和2年10月5日（月）から同月9日（金）まで（講習時間は、午前8時30分から午後5時まで）
 - (2) 追加取得講習
令和2年10月8日（木）及び同月9日（金）（講習時間は、午前8時30分から午後5時まで）
- 3 講習の実施場所
鹿児島県住宅供給公社ビル3階大会議室（鹿児島市新屋敷町16番）
- 4 受講対象者
 - (1) 新規取得講習
受講申込日において、次のいずれかの条件に該当するもの
 - ア 最近5年間に1の警備業務の区分（以下「2号」という。）に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
 - イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
 - ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号に係るものに限る。）に係る合格証明書

- の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上 2 号に係る警備業務に従事している者
- エ 検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和 61 年 国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。）第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（2 号に係るものに限る。）に合格した者
- オ 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（2 号に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事している者
- (2) 追加取得講習
- 受講申込日において、2 号以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は講習規則第 7 条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者（旧資格者証の交付を受けている者を除く。）で、次のいずれかの条件に該当するもの
- ア 最近 5 年間に 2 号に係る警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者
- イ 検定規則第 4 条に規定する 1 級の検定（2 号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者
- ウ 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（2 号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事している者
- エ 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（2 号に係るものに限る。）に合格した者
- オ 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（2 号に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事している者
- 5 受講定員（原則として受付先着順とする。）
- (1) 新規取得講習
- 15 人（ただし、追加取得講習の受講申込みが受講定員に満たない場合、その人数を受け付ける。）
- (2) 追加取得講習
- 5 人（ただし、新規取得講習の受講申込みが受講定員に満たない場合、その人数を受け付ける。）
- 6 受講申込みの受付等
- (1) 受付の期間及び時間帯
- ア 期間
- 令和 2 年 9 月 1 日（火）から同月 4 日（金）まで
- イ 時間帯
- 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
- (2) 受付場所
- ア 県内に居住する者等
- 受講者の住所地又は受講者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
- イ 県外に居住する者
- 県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
- (3) 提出書類
- ア 共通
- 講習規則別記様式第 1 号の警備員指導教育責任者講習受講申込書（申請前 6 か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真（縦の長さ 4.2 センチメートル、横の長さ 3.6 センチメートル）1 枚を貼付したもの。以下「受講申込書」という。） 1 通
- イ 新規取得講習
- (ア) 4 の(1)の ア に該当する者

- a 2号の警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。） 1通
- b 履歴書 1通
- (イ) 4の(1)のイに該当する者
2号の警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通
- (ウ) 4の(1)のウに該当する者
 - a 2号の警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通
 - b 警備業務従事証明書 1通
- (エ) 4の(1)のエに該当する者
2号の警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通
- (オ) 4の(1)のオに該当する者
 - a 2号の警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通
 - b 警備業務従事証明書 1通
- ウ 追加取得講習
 - (ア) 4の(2)のアに該当する者
 - a 警備業務従事証明書 1通
 - b 履歴書 1通
 - c 2号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
 - (イ) 4の(2)のイに該当する者
 - a 2号の警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通
 - b 2号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
 - (ウ) 4の(2)のウに該当する者
 - a 2号の警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通
 - b 警備業務従事証明書 1通
 - c 2号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
 - (エ) 4の(2)のエに該当する者
 - a 2号の警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通
 - b 2号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
 - (オ) 4の(2)のオに該当する者
 - a 2号の警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通
 - b 警備業務従事証明書 1通
 - c 2号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1通
- (4) 申込方法
受講者本人が(2)の受付場所に直接持参により申し込むこと（受講者本人以外による申込み及び郵送等による申込みは認めない。）。
- (5) 講習手数料
講習手数料は、講習の種別ごとに定められた金額の鹿児島県収入証紙を当該受講申込書に貼付して提出すること。
なお、受講申込書を受け付けた後は、講習手数料は返還しない。
- ア 新規取得講習
38,000円
- イ 追加取得講習
14,000円
- 7 その他
 - (1) 講習においては、修了考査を実施し、当該修了考査に合格した者に対して、2号の警備業務に係る修了証明書を交付する。
 - (2) 受講に当たっては、筆記用具を持参すること。
- 8 講習に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先
鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター
電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）